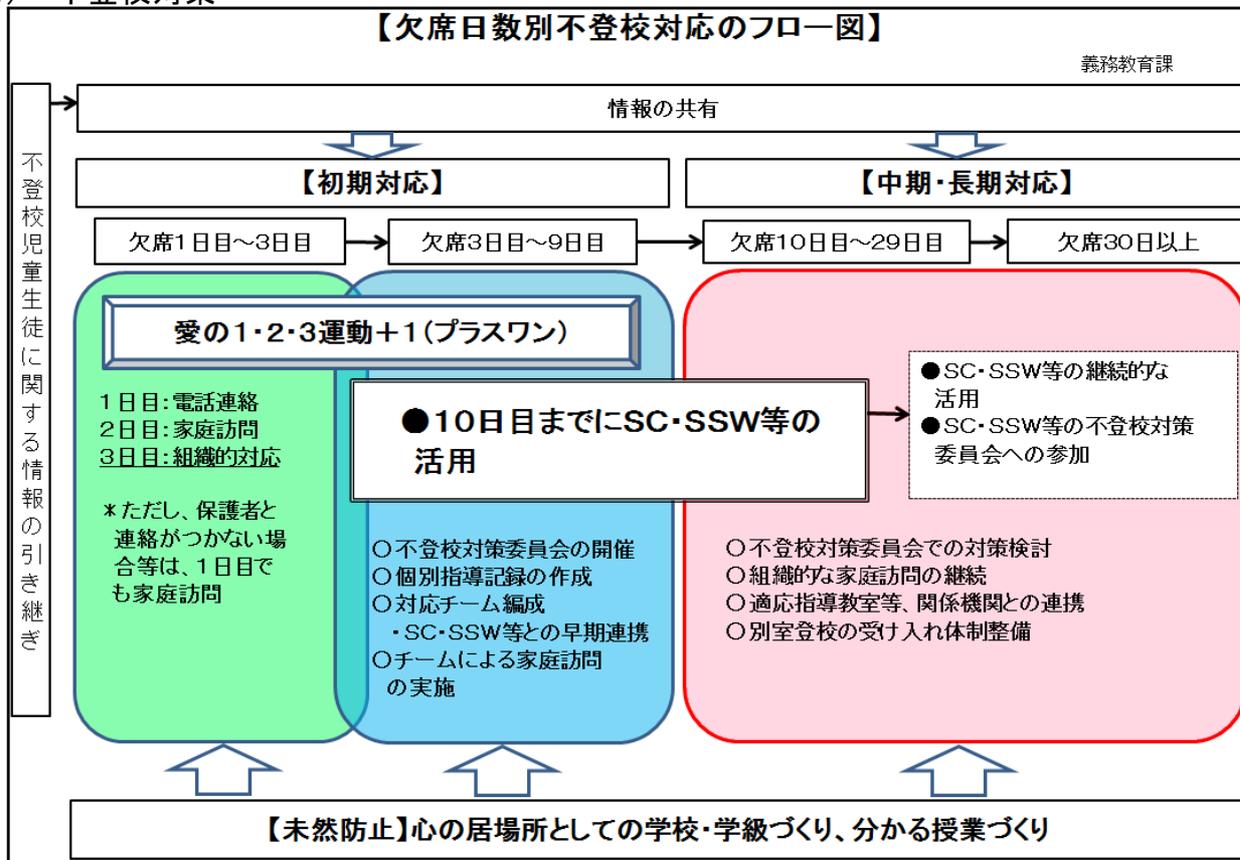


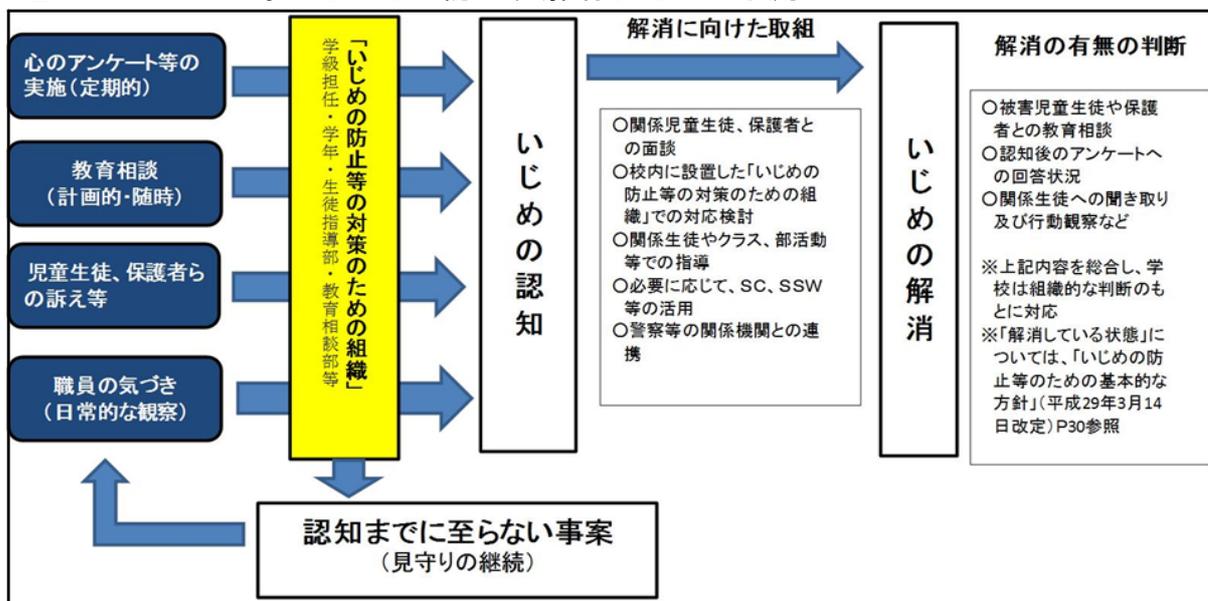
# II 豊かな心の育成

## 1 いじめ・不登校対策の徹底

### (1) 不登校対策



### (2) 心のアンケート等からいじめ認知、解消までの主な流れ



### (3) 「子どもの居場所づくり推進テーブル」の4つの視点

①「子ども」と「子ども」のつながり	キーワード「人間関係」
②「先生」と「子ども」のつながり	キーワード「信頼関係」
③「先生」と「先生」のつながり	キーワード「一致団結」
④「学校」と「家庭、地域・関係機関」のつながり	キーワード「連携・協働」

(4) 個別指導記録の作成と活用

不登校児童生徒の個別指導記録については、「児童生徒理解・教育支援シート」(【不登校に関する調査研究協力者会議】)や「不登校・気になる児童生徒報告書」(【定例報告の別紙様式6】)等を参考に学校化を図り作成し、記録を行い、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定し、組織的・計画的に支援を実施することが有効です。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、小・中・高等学校間、転校先等での引継ぎが有効になります。また、支援の進捗状況や校務効率化の観点から定期的にシートの内容を見直すことが必要です。

児童生徒理解・教育支援シート(共通シート)																																																																																																																																																																																													
作成日:平成24年8月21日																																																																																																																																																																																													
作成者 H27(OO OO) 追記者 HO(記入者名)/HO(記入者名)/...																																																																																																																																																																																													
名前(よみがな)					性別		生年月日																																																																																																																																																																																						
文科 A太郎(もんか えいたろう)					男		平成14年4月																																																																																																																																																																																						
共通シートの他、学年別シートやケース会議・検討会等記録シートがあります。																																																																																																																																																																																													
各学校においてシートの記事項目等をカスタマイズするなど、実態に合わせた形で実践的に使用していくことが望めます。																																																																																																																																																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>○学年別欠席日数等</th> <th>追記日→</th> <th>8/3</th> <th>8/3</th> <th>8/3</th> <th>3/27</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>H31</td> </tr> <tr> <td>学年</td> <td></td> <td>小1</td> <td>小2</td> <td>小3</td> <td>小4</td> <td>小5</td> <td>小6</td> <td>中1</td> <td>中2</td> </tr> <tr> <td>出席しなければならない日数</td> <td></td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出席日数</td> <td></td> <td>197</td> <td>190</td> <td>180</td> <td>166</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>別室登校</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>遅刻</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>早退</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席日数</td> <td></td> <td>3</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>34</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導要録上の出席扱い</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>①教育支援センター</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②教育委員会所管の機関(①除く。)</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③児童相談所・福祉事務所</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>④保健所、精神保健福祉センター</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤病院、診療所</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥民間団体、民間施設</td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦その他の機関等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧IT等の活用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										○学年別欠席日数等	追記日→	8/3	8/3	8/3	3/27					年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	学年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	出席しなければならない日数		200	200	200	200					出席日数		197	190	180	166					別室登校		0	0	0	2					遅刻		1	0	5	15					早退		1	2	2	8					欠席日数		3	10	20	34					指導要録上の出席扱い		0	0	0	0					①教育支援センター		0	0	0	0					②教育委員会所管の機関(①除く。)		0	0	0	0					③児童相談所・福祉事務所		0	0	0	0					④保健所、精神保健福祉センター		0	0	0	0					⑤病院、診療所		0	0	0	0					⑥民間団体、民間施設		0	0	0	0					⑦その他の機関等										⑧IT等の活用									
○学年別欠席日数等	追記日→	8/3	8/3	8/3	3/27																																																																																																																																																																																								
年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																																																																																																																																				
学年		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2																																																																																																																																																																																				
出席しなければならない日数		200	200	200	200																																																																																																																																																																																								
出席日数		197	190	180	166																																																																																																																																																																																								
別室登校		0	0	0	2																																																																																																																																																																																								
遅刻		1	0	5	15																																																																																																																																																																																								
早退		1	2	2	8																																																																																																																																																																																								
欠席日数		3	10	20	34																																																																																																																																																																																								
指導要録上の出席扱い		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
①教育支援センター		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
②教育委員会所管の機関(①除く。)		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
③児童相談所・福祉事務所		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
④保健所、精神保健福祉センター		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
⑤病院、診療所		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
⑥民間団体、民間施設		0	0	0	0																																																																																																																																																																																								
⑦その他の機関等																																																																																																																																																																																													
⑧IT等の活用																																																																																																																																																																																													
<b>不登校・気になる児童生徒報告書</b> 学校番号 ( ● ) ( ●●● ) 学校 ( ● ) 年 男・女 番号 ( ● ) ※↑学校内通し番号																																																																																																																																																																																													
1 発生年月日 平成 年 月 ※昨年度不登校【 】																																																																																																																																																																																													
2 不登校日数等																																																																																																																																																																																													
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																																																																																																
全欠席日数/要出席数		5/16	18/18	13/20	8/15	1/2	8/22	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																
ア～オの事由による欠席日数		5	18	10	8	1	⊙																																																																																																																																																																																						
不登校の事由(ア～オ)		ア	ア	ア	ア	ア	ア																																																																																																																																																																																						
4月からの7月の事由による欠席累計数		5	23	33	41	42	50																																																																																																																																																																																						
欠席日数合計が10日以上29日以下の月に○			○																																																																																																																																																																																										
欠席日数合計が30日以上以上の月に○				○	○	○	○																																																																																																																																																																																						
3 不登校の状況																																																																																																																																																																																													
	チェック項目										5月	10月	2月																																																																																																																																																																																
チェック項目の状況 を対応チームで共有し、 チームによる対応が 重要です。	者と何でも話ができるか 何でも話す ○ときどき話す △あまり話さない ×部屋にこもっていることが多い)											○																																																																																																																																																																																	
	校前の決まった時刻に起床できるか 自分で起きる ○起こされたら起きる △なかなか起きない ×昼夜逆転現象がおきている)											△																																																																																																																																																																																	
	の生活のリズムは規則的であるか(⊙目的を持った生活をしている ○学習の時間を設けている た何となく生活している ×ほとんど無気力である)											△																																																																																																																																																																																	
	訪問のとき学校の職員と会うことができるか 訪問した職員とすべて会う ○職員や気分によって会う △ほとんどあわない ×全く会わない)											○																																																																																																																																																																																	
	させようという強い思いがあるか(⊙積極的な働きかけをしている ○思っているが行動が弱い △登校させようと思っていない ×登校する必要性を感じていない)											○																																																																																																																																																																																	
学校によく相談しているか(⊙積極的に相談している ○時々相談している △相談に消極的である ×相談しようと思っていない)											○																																																																																																																																																																																		
第三者機関に相談しているか(⊙相談している ○心配しているが相談はしていない ×まったく相談する気がない)											×																																																																																																																																																																																		

## (5) いじめの防止等のための基本的な方針

平成29年3月「いじめ防止等のための基本的な方針」（「国の基本方針」）の改訂とともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（「重大事態ガイドライン」）が策定されました。改訂の内容の一部を紹介します。

### 【いじめの定義】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 【学校いじめ防止基本方針の策定】

- 学校いじめ防止基本方針の意義では、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になる。保護者、児童生徒に等に対して、学校の対応を予め示すということで、学校生活を送る上での安心感を与えると共に、いじめの加害行為の抑制につながる。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。いじめ防止のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- いじめに対する措置では、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している状態」とは、

- ① いじめに係る行為が止んでいること → 少なくとも3か月を目安
- ② 心身の苦痛を感じていないこと → 本人、保護者に面談等で確認すること

(6) SC・SSWの効果的な活用について

【スクールカウンセラー】



【スクールソーシャルワーカー】



【SCとSSWの略図 (役割分担)】

いじめ 事案	●児童生徒のカウンセリング・保護者への助言	→	SC
	●緊急支援・調査・アセスメント・ケア・研修	→	SC・SSW
	○保護者と学校間の調整	→	SSW
不登校 事案	○被害又は加害児童生徒の環境改善 専門機関・医療機関へのつなぎ	→	SSW
	●児童生徒のカウンセリング・保護者への助言	→	SC
	●教職員等への助言・援助・研修	→	SC・SSW
	●不登校児童生徒のアセスメント	→	SC・SSW
	○不登校児童生徒の環境改善・貧困対策等 専門機関・医療機関へのつなぎ ハローワークへのつなぎ	→	SSW
虐待・ DV・ 暴力等 事案	○保護者と学校間の調整	→	SSW
	●児童生徒のカウンセリング・保護者への助言	→	SC
	●緊急支援・調査・アセスメント・ケア	→	SC
	●教職員等への助言・援助・研修	→	SC・SSW
	○児童相談所等の専門機関とのつなぎ	→	SSW
	○貧困対策等に関連する機関とのつなぎ	→	SSW
	○保護者・学校・専門機関の連携	→	SSW

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割については、重複する部分も多くあるが、連携して活動することにより一層の効果을上げるこが期待できる。